

国内外から寄せられた義援金とふるさと納税による寄附金

▽義援金 51,252,254円 1,041件

▽ふるさと納税による寄附金 56,603,292円 3,256件

(平成30年7月末現在)

全国からの応援メッセージ（一部抜粋）

▽去年まで大洲に住んでいました。大好きな場所がこんな事になるなんて…。お友達から、SNSで動画や写真を見る度に心が痛く、涙が止まりませんでした。まだまだ大変だと思いますが、頑張ってください。1日も早い復興を心から祈っています。頑張れ！大洲！！

▽大洲は母のふるさとであり、私の生まれの地。とても大切な場所です。一日も早く、大洲の町に日常が戻りますように。安心して心穏やかに過ごせる日々が訪れますように。

▽愛媛を離れて10年が経ちましたが、生まれ育った愛媛が、ずっと大好きです。遠く離れた所から出来る事はわずかですが…1日でも早く皆さんが穏やかに過ごせる日がくるように応援しとるけんね！また愛媛に帰るけん！無理は、せられんよ！

▽今まで幾度肱川が氾濫しても、復興してきた大洲の皆さんなら絶対復興できます！一刻も早く大好きな大洲の街に戻りますように

▽12年前、お城好きの息子と百名城大洲城にお邪魔しました。今度は肱川あらしと鵜飼を見に来ようねと言っていました。一日も早い復興をお祈りします。

▽私が小学生の頃、肱川はカヌー体験をした思い出の場所です。あの頃のような平穏な日が一日も早く訪れますよう、復興を願っております。

▽大洲市肱川町は私の生まれ故郷です。今回の災害に遭われた方が多く心が痛みます。離れていてすぐにはお手伝いできませんが、支援させていただきます。復興しましょう。

▽今横浜に住んでいますが私が生まれた場所です。祖父は昨年100才で亡くなりました。ずっと肱川嵐を撮り続けていました。大好きな町だったと思い

ます。どうかまた元気な大洲市が戻りますようお願いしています。

▽昨年秋に初めて大洲に行き、大洲城からの夕暮れを眺めました。里山の美しい眺め、静寂な雰囲気、心に打たれました。その美しい大洲がこのように被害にあわれて本当に心が痛いです。今できることを一つ一つ着実にこなして、またあの平和な大洲が戻ることを願っています。

▽彩風咲奈さんのファンです。大洲市の1日も早い復興を祈っております。高齢者の方々や子ども達のケアと共に、復興の為に尽力されておられる方々も体調や精神的な面でも無理されることがない様、祈っております。どうぞお気をつけください。

▽とあるきっかけで大洲を知り、数年前に一人旅をしました。のどかな景色や街並みに加えて、出会った方々が皆親切で、とても印象に残っています。何年かしたらまた訪れたいと思っていました。一日も早く復興されますことを祈っております。また必ず訪れます。

▽わたしを育ててくれた大好きな大洲。冬はすごく寒くて夏はすごく暑い。雨が振ればぞぶりながら登校した。だから、大洲のもんはみんな我慢強い。がんばれ！大洲！

▽幼少時代を大洲で過ごしました。今は他県在住ですが、大洲城や肱川でたくさん遊んだあの日々は、かけがえのない思い出です。被災された皆様に、1日でも早く、安心して過ごせる日々が戻りますように。応援しています！

この他にも全国からたくさんのメッセージを頂いています。改めまして感謝申し上げます。

7月末現在のメッセージ数 509件

被害の状況（7月31日現在）

【人的被害】

- ▽死者 4人
- ▽孤立集落 4カ所 51世帯 ※7月10日解消

【物的被害】

- ▽住家 床上浸水 2,250棟
床下浸水 786棟
損壊 14棟
- ▽事業所 851事業所（聞き取り）
- ▽土砂災害 土砂崩れ50カ所
- ▽河川災害 6件
- ▽がけ災害等 43件
- ▽道路と橋梁 66件
- ▽水道 上水道5水源
簡易水道6水源

【避難者数】 1,469人（ピーク時）

【ライフライン被害】

- ▽断水 10,096戸（ピーク時）
※7月20日午前9時 市内全域で安全宣言

【支援自治体（災害廃棄物・給水支援）】

- ▽県内 四国中央市、新居浜市、今治市、松山市、東温市、久万高原町、伊予市、内子町
- ▽国県 自衛隊、東京都、愛媛県、香川県
- ▽滋賀県 高島市
- ▽佐賀県 西佐賀水道企業団
- ▽福岡県 久留米市、大牟田市、朝倉市
春日那珂川水道企業団
- ▽熊本県 熊本市
- ▽大分県 大分市、別府市
- ▽鹿児島県 薩摩川内市
- ▽島根県 津和野町
- ▽香川県 高松市、香川県広域水道企業団、坂出市、多度津町
- ▽徳島県 徳島市
- ▽高知県 高知市、土佐市

【農林漁業被害】

農地	箇所数	面積(ha)	被害額(千円)
農地	141	63.9	328,000

農業用施設	箇所数	延長(m)	被害額(千円)
ため池	4	—	36,000
頭首工	9	110	118,000
水路	42	2,946	334,000
揚水機	26	—	234,000
農道	25	488	105,000
農地保全施設(沈砂池)	1	—	70,000
合計	107		897,000

林道	箇所数	被害額(千円)
市管理林道	8	150,000
森林組合管理林道	15	6,000

漁港	箇所数	被害額(千円)
漁港	3	6,500

被害額合計 1,387,500円

【仮設住宅建設着工】

- ▽徳森公園多目的グラウンド 45戸
- ▽大駄場ふれあい広場 15戸

【ボランティア数】 延べ5,955人

【支援物資受け渡し件数】 約2,800件

【総合体育館シャワー利用状況】 1,532人

【り災証明申請件数】 4,075件
(個人3,754件 事業所321件)

【災害ゴミ総重量】 約2万t

【中止したイベント】

イベント名	開催する予定だった日
大洲ジュニアトライアスロン大会	7月29日(日)
大洲城400人歓迎はたふり (伊予灘ものがたり4周年記念)	7月29日(日)
大洲川まつり花火大会	8月3日(金) 4日(土)
ながはま赤橋夏まつり	8月4日(土)
鹿野川夏まつり	8月11日(土)
こわーいおはなし会	8月11日(土)
第21回山鳥坂の夜神楽	8月13日(月)
かわべふるさと祭り	8月14日(火)
えひめYOSAKOI祭り2018	8月19日(日)
大洲市カヌーツーリング駅伝大会	8月19日(日)
前夜祭/スペシャルトーク&ライブ「龍馬イズム」	9月22日(土)
前夜祭/龍馬を語るタベ	9月22日(土)
第30回わらじで歩こう坂本龍馬脱藩の道	9月23日(日)

被災者生活再建支援制度・災害見舞金・災害援護資金

各支援制度一欄

被災者生活再建支援制度

【支給の対象となる人】

- ▽住宅が全壊した世帯
- ▽住宅が半壊などまたは住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやるを得ず解体した世帯
- ▽住宅が大規模半壊した世帯
- ▽住宅が半壊した世帯（県独自の特別給付金に限る）
- ▽住宅が半壊に至らない床上浸水となった世帯（県独自の特別給付金に限る）

【支援金の支給額】

①基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて支給)	被害程度	全壊・解体	大規模半壊
	被害程度	全壊・解体・大規模半壊	半壊
県独自の特別支援金	複数世帯支給額	100万円	50万円
	単身世帯支給額	75万円	37.5万円
②加算支援金 (住宅の再建方法に応じて支給)	住宅の再建方法	建設・購入	補修 (公営住宅以外)
	複数世帯支給額	200万円	100万円
県独自の特別支援金	単身世帯支給額	150万円	75万円

※世帯人数が1人の場合は、該当金額が3/4の額となります。

【必要書類など】

- ①基礎支援金
- ▽被災者生活再建支援金支給申請書
- ▽り災証明書(原本)・住民票
- ▽預金通帳の写し
- ▽滅失登記簿謄本(解体の場合)など
- ②加算支援金
- 前記の必要書類のほかに、「住宅を建設、購入、補修および賃貸するときの契約書などの写し」

【受付期限】

▽基礎支援金
2019年8月5日まで

▽県独自の特別支援金
2019年1月11日まで

▽加算支援金
2021年8月5日まで

【受付場所】 社会福祉課

【受付時間】

午前8時30分～午後5時15分

【注意事項】

- ▽自己所有の住宅に限らず、賃貸住宅の場合も対象となります。
- ▽単身世帯の人が支給を受ける前(申請後を含む)に亡くなられた場合は、支給されません。

災害見舞金の支給

【対象となる人】

この度の豪雨により住家に床上浸

水以上の被害を受けた世帯主

【支給額】

- ▽全壊・流失 5万円
- ▽半壊(大規模半壊含む)・床上浸水 3万円

【申請手続き】

申出書に通帳のコピーまたはキヤッシュカードの表面のコピーを添付して申請してください。

災害援護資金の貸し付け

【対象となる人】

- 次の3つの項目全てに該当する人
- ▽被害時に大洲市に住所を有していた人
- ▽災害により、以下の表の「被害の種類・程度」のいずれかに該当する世帯

▽世帯の平成29年分の市町村民税における総所得金額が、「所得制限の額」未満の世帯

▽世帯の平成29年分の市町村民税における総所得金額が、「所得制限の額」未満の世帯

【保証人】

市内に居住している連帯保証人が1人必要です。

【償還期間】

10年(うち3年が据置期間)

【償還方法】

元利均等方式の年賦・半年賦(ただし繰上償還が可能)

【貸付利子】 据置期間中は無利子、据置期間後は年3% ただし利子補給有

被害の種類・程度	家財および住居に損害がない	家財の1/3以上が損害を受けた	住居が半壊	住居が全壊
世帯主が負傷し、療養期間がおおむね1カ月以上	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円
世帯主におおむね1カ月以上の負傷がない	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)

※被災した住居を建て直すに当たり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合などの事情があるときは、()内の金額が限度額となります。

【申し込みに必要な書類】

- ▽災害援護資金借入申込書
- ▽り災証明書(コピー可)・住民票
- ▽所得証明書(申請者世帯全員および保証人)
- ▽納税証明書(申請書および保証人)
- ▽必要な経費の見積り書など
- ▽医師の診断書(世帯主に1カ月以上の負傷がある場合)
- この貸し付け以外にも各種貸し付け制度がありますのでご相談ください。
- 問い合わせ先 社会福祉課 ☎1715

被服・寝具その他必需品の給与または貸与・福祉用具の再給付・福祉避難所の提供

被服・寝具その他必需品の給与
または貸与

【対象となる人】

住家が半壊（床上浸水）以上の被害を受けたために、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、損傷などにより使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な人

【対象品目】

▽被服、寝具および身の回り品
靴下、下着、シーツ、布団、タオルなど

▽日用品

石けん、歯磨き用品、トイレッ
トペーパーなど

▽炊事用具および食器

炊飯器、鍋、包丁、カセットコ
ンロなど

▽光熱材料

カセット式ガスなど

【支給方法】

市から現物を支給します。

※り災証明書交付時に、ご希望の品について調査し、後日配送します。ご希望の品が調達できない場合は、ご了承をお願いします。

【問い合わせ先】

子育て支援課 ☎245718



福祉用具の再給付（障がい関係）

【対象となる人】

障がい者手帳を持ち、今回の豪雨災害により、市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった人。

※自己負担などで購入したものは対象になりません。

※以前給付を受けた物と同じ物または類似品に限ります。

【給付対象品】

①障がい者日常生活用具

▽介護用ベッド

▽入浴補助用具

▽たん吸引器

▽ネブライザー（吸入器）

▽ストーマ装具

▽紙おむつ

など

②補装具

▽車いす

▽電動車いす

▽座位保持装置

▽補聴器

▽歩行器

など

【申請に必要なもの】

▽障がい者手帳（紛失した場合などは、再交付の手続きも同時に行います）

▽印鑑

▽マイナンバーの確認できるもの

【問い合わせ先】

社会福祉課 ☎241758

高齢者、障がい者などに対する福祉避難所の提供

今回の豪雨災害の復旧が長期化しているため、避難所での生活が困難な人に福祉避難所を提供します。

【対象となる人】

現在、避難所生活を行っている人のうち、次に掲げる人が対象となります。

▽高齢者（65歳以上）

▽妊産婦

（妊娠中または出産後1年以内）

▽乳幼児（小学校入学前）

▽障がい者

▽病弱者

※福祉避難所の入居要件については、相談に応じます。

※ただし、常時介護が必要な高齢者または障がい者は、介護保険法などによる入所措置によることとされ対象外となります。



【利用期間】

一般の避難所が開設されている期間

※一般避難所が閉鎖されれば、福祉避難所も閉鎖します。

【費用】

市が負担します。

【宿泊先】

市が指定した福祉避難所を利用していただきます。

【問い合わせ先】

高齢福祉課 ☎241714

国民年金・保険料の減免

国民年金

①国民年金保険料の免除

【対象となる人】

国民年金第1号被保険者で納付が困難な人（学生を除く）のうち、住宅・家財などに2分の1以上の損失があった人

※保険などによる補てんがある場合は、その分を控除します。

【内容】

年金保険料納付の免除ができます。免除対象期間は、平成30年6月分から平成32年6月分までです。

②学生の国民年金保険料学生納付特例

【対象となる人】

国民年金第1号被保険者の学生で納付が困難になった人

【内容】

年金保険料納付が猶予されます。

③老齢福祉年金・障害基礎年金（20歳前障害基礎年金に係るもの）および特別障害給付金の支給

【対象となる人】

所得制限により老齢福祉年金・障害基礎年金の支給が停止されている人で、被害により、収入減が認められる人（住宅・家財などに2分の1以上の損失があった場合）
※保険などによる補てんがある場合は、その分を控除します。

【内容】

支給停止が解除されます。

※損害を受けた月から翌年の7月までの支給停止が解除されます。

必要なもの

	①	②	③
年金手帳	○	○	
年金証書			○
印鑑	○	○	○
被災状況届	○		
り災証明書（原本）			○
在学証明書または学生証（有効期限が記載）		○	
国民年金受給権者所得状況届			○
老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届			○

【問い合わせ先】

松山西年金事務所

☎089（925）5105

保険年金課 ☎241713

国民健康保険・後期高齢者医療患者一部負担金の免除

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入者のうち、次の①～②

のいずれかに該当する人は、医療機関の窓口でその旨を申告すること

で、医療保険の窓口負担について支払いが不要となります。

【対象となる人】

①住家が全半壊、床上浸水による被災をした人

②主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた人

【問い合わせ先】

保険年金課 ☎241713

介護保険料の減免

減免事由	減免割合
①被保険者本人が居住する家屋が床上浸水した場合	2分の1～全額
②被保険者が属する世帯の主な生計維持者が死亡した、障がい者となった、または重篤な傷病を迫った場合	全額
③被保険者が属する世帯の主な生計維持者の事業収入などに一定以上の減少が見込まれる場合	前年の所得金額によって異なります

【必要なもの】

①の場合

▽り災証明書（コピー可）

▽被保険者本人名義の振込口座

▽認め印

※②③については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課 ☎241714

介護サービス利用料の免除

被災状況を介護サービス事業者の窓口で申告することで、介護サ

ービス利用料（平成30年10月末分まで）が免除される場合があります。ただし、介護保険施設などにおける食費および居住費については、免除の対象外です。

【問い合わせ先】

高齢福祉課 ☎241714

後期高齢者医療保険料の減免

災害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。

【対象】

住宅、家財またはその他の財産に著しい損害（10分の3以上）を受けたとき など

【必要なもの】

▽り災証明書（コピー可）

▽写真（無くても可）

▽被保険者の口座番号が分かるもの

▽認め印

【問い合わせ先】

保険年金課 ☎241713

手数料免除・税金・水道料金・建築完了検査

各種証明書の交付手数料の免除

今回の豪雨により被災された人で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

【手数料が免除できる証明書】

- ① 印鑑登録証の交付
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 住民票の写しの交付
- ④ 住民票記載事項証明書
- ⑤ 戸籍（除籍）の謄本・抄本の写しの交付
- ⑥ 戸籍の附票の写しの交付
- ⑦ その他戸籍に関する証明
- ⑧ マイナンバーカードの再発行
- ※り災証明書（コピー可）の提示が必要となります。

- ⑨ 所得課税証明書
- ⑩ 固定資産関係証明書
- ⑪ 納税証明書
- ⑫ その他の税証明

※手数料の免除を申請する場合は、申請書に具体的な理由や提出先の記入が必要です。

【取り扱い窓口】

- ▽①～⑧ 市民生活課、各支所地域振興課
- ▽⑨～⑫ 税務課、各支所地域振興課

※②～⑥および⑨～⑫は、各連絡所や自治センターなどでも（菅田

連絡所は復旧次第）交付できます。

【問い合わせ先】

- ▽①～⑧ 市民生活課 ☎241710
- ▽⑨～⑫ 税務課 ☎241711



建築確認申請・完了検査申請手数料などの免除

県の規則により、災害救助法を発動した区域内において、建築確認申請などの手数料が、災害発生から6カ月以内免除となります。

【対象物】

建築物・建築設備・工作物

【必要なもの】

▽り災証明書（コピー可）

▽印鑑

【問い合わせ先】

- 南予地方局建設部八幡浜土木事務所管理課建築指導係 ☎0894(22)4111

水道料金・公共下水道使用料の減免（免除）

被災された人および事業所などの水道料金・公共下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料含む）を減免（免除）します。

【対象者】

- 水道・公共下水道を使用し、次のいずれかに該当する人
- ① 大洲市の被災調査により、家屋や事業所などが床上浸水となっている場合
- ② 今回の災害で水源が被災したことから断水となった場合

【減免（免除）の内容】

▽対象①に該当する場合

災害発生月の検針期間を含む使用料1カ月分を全額免除します。

▽対象②に該当する場合

災害発生月の検針期間を含む使用料のうち、基本料金を1カ月分を減免します。

【提出書類】

対象①、②に該当する場合は、

減免（免除）して請求しますので、手続きは不要です。

【問い合わせ先】

- 水道課 ☎243753

税の減免・納税の猶予

【減免の対象となる人】

▽個人住民税

住宅が床上浸水し家財などに多大の被害を受け、平成29年中の所得が一千万円以下の人。

※災害で損失を生じた場合、平成31年度の雑損控除の控除対象になりますので、領収書などを保管してください。

▽固定資産税

床上浸水や土砂崩れなどにより、土地、家屋、償却資産に大きな被害を受けた人

▽国民健康保険税

住宅が床上浸水し家財などに多大の被害を受けた人

【納税の猶予】

住宅や家財、農作物などに被害を受け、納税が困難な人は、1年以内に限り、納税猶予が認められる場合があります。詳しくは、ご相談ください。

【問い合わせ先】

- 税務課 ☎241711

住宅支援・仮設住宅・がけ崩れ

災害救助法による住宅の応急修理

【対象となる人】

次の5つの要件を全て満たす人

▽大洲市内在住である

▽り災証明で住家が「大規模半壊」または「半壊」となっている

▽半壊の場合、自ら応急修理する資力がない

▽応急修理をすることによって、避難所などへの避難を要しなくなる

▽応急仮設住宅を利用しない

【応急修理の対象】

▽屋根・柱・床・基礎など

▽外部に面する開口部（ドア・窓）

▽上下水道・電気・ガスなどの配管・配線

▽衛生設備（便器・浴槽など）

※内装は対象外

【費用の限度額】

1世帯当たり58万4千円以内

※同一住戸に2世帯以上いる場合も1世帯とみなします。

※修理費は、市が業者へ直接支払います。

【必要な書類など】

▽り災証明書（コピー可）

▽その被災住宅に居住していたことを確認できる書類（住所が記載された公共料金の領収書など）

▽住宅の応急処理申込書

▽資力に関する申出書

▽住宅の応急処理申込チェックシート

【受付場所】 都市整備課

※応急修理の期間については、当面の間、延長が可能となりました。受付期限は、実施状況を勘案して事前にお知らせします。

【問い合わせ先】

都市整備課 ☎241719

応急仮設住宅制度による住宅の提供

今回の豪雨により住居が被害を受け、自らの資力では住居が確保できない人に対して、県が一時的に住居を無償で提供します。

【対象となる人】

次の3つの要件を全て満たす人

▽災害により住居が全壊した場合または半壊であっても住み続けることが困難な場合

▽自らの資力では住居が確保できない

▽避難指示などにより長期化が見込まれるなど全壊相当の場合を含む

【応急仮設住宅の借上型】

▽民間賃貸住宅を県が借り上げ、提供するもの

▽入居の日から最長2年入居が可能

※所有しているアパートの空き

室、空き家などを仮設住宅として提供することが可能な人は、不動産会社などへ申し出てくだ

さい。

【必要書類】

▽住民票

▽り災証明書

【問い合わせ先】

都市整備課 ☎241719

人家のがけ崩れ防災対策

市内には、急峻な山地部が多く、土砂災害における危険箇所を数多く有しています。市では、がけ崩れ災害から人命を守るために、各種事業の採択基準に基づき、危険度の高い箇所から順次対策工事を実施しています。

今回の豪雨により被災した宅地裏山などの対策工事も対象となる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

①県単がけくずれ防災対策事業

負担金納入の確約や用地提供の同意などが可能な地元要望に基づき、県補助により市が防災対策工事を実施します。

※県費補助60%、大洲市20%、地元負担20%

【採択要件】

▽急傾斜地崩壊対策事業として採

択されないもの

▽自然がけの傾斜度が30度以上で、がけ高が3メートル以上

▽人家が1戸以上

【問い合わせ先】

建設課 ☎241716

②市単がけくずれ防災対策事業費補助金

地元関係者が実施する防災対策事業について、市が査定する事業費の10分の5以内（限度額85万円）を補助します。

【採択要件】

▽国および県の補助事業として採

択されないもの

▽自然がけの傾斜度が30度以上で、がけ高が3メートル以上

▽人家が1戸以上

▽県補助金額が100万円～1千万円

【問い合わせ先】

建設課 ☎241716



保育料・児童扶養手当・学用品・奨学金



保育所・幼稚園保育料の減免

今回の豪雨により被災した人は、保育料の減免を受けられる場合があります。

詳細については、保育所・幼稚園・認定こども園を通して改めてお知らせします。

【対象となる人】

家屋が全壊、流失、半壊または床上浸水した園児の保護者

【問い合わせ先】

▽保育所・私立幼稚園・認定こども園

子育て支援課 ☎245718

▽市立幼稚園

教育総務課 ☎241733

児童扶養手当の支給増額および現況届の提出期限延長

①支給額の増額について

【対象となる人】

住宅、家財など時価がおおむね2分の1以上を被災し、次に要件に該当する人

▽一部支給の人および所得超過による全部停止の人

▽扶養義務者の所得により、全部停止の人

【内容】

支給額が増額または児童扶養手当の支給対象となる場合があります。

【注意事項】

▽全部支給の人は対象外です。

▽保険金などで補てんする場合、被害金額には含みません。

▽平成30年度中の所得が全部支給限度額以上であった場合は、後日返還が必要です。

②平成30年度現況届の提出について

【対象となる人】

今回の豪雨などが原因で現況届の提出が困難な人

【内容】

現況届の提出期限を延長します。

【問い合わせ先】

子育て支援課 ☎245718

教科書および学用品の支給

【対象となる人】

住家の全壊、流失、半壊または床上浸水により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒

※支給は、現物支給となります。

【対象品目】

▽教科書

▽文房具

▽通学用品

▽その他の学用品
※申請手続き、物品の支給方法など、詳細は学校を通してお知らせします。

※申請期限があるため、詳しくはお問い合わせください。

※申請期限があるため、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育総務課 ☎241733



行います。

【対象となる人】

次の要件に全て該当する人

▽今回の豪雨により、保護者または本人が居住する住宅が全壊、流失、半壊または床上浸水の被害を受けた人で、家計急変の事由により学資の支弁が困難であると見込まれる人

▽高等学校、短期大学、大学または高等専門学校に在学する人

▽本人、保護者（親権を行う者または後見人）、または保護者であった人が市内に居住する人

【貸与月額】

▽高等学校または高等専門学校に在学する人
月額1万8千円

▽大学に在学する人
月額3万円

※それぞれ無利子

【返還期間】

奨学生でなくなったときは、貸与の終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後10年以内に年賦、半年賦または月賦により償還。

【申請期限】 8月31日(金)

【問い合わせ先】

教育総務課 ☎241733

大洲市奨学金の貸与

今回の豪雨災害により被災した人に対し、緊急に奨学金の貸与を

中小企業・失業給付関係

中小企業・小規模事業者への支援

①大洲市中小企業者災害復旧資金
利子補給制度

【利子補給の対象融資】

▽愛媛県災害関連対策資金

▽日本政策金融公庫災害復旧貸付

▽商工組合中央金庫災害復旧資金

【利子補給対象者】

大洲市内に被災した事業所を有し、対象融資を受けた中小企業・小規模事業者

【利子補給の額】

年利1・36%以内の額

※年利1・36%を下回る場合は当該年利に相当する額

【利子補給対象融資額】

合計融資額3000万円まで

【利子補給の対象期間】

▽運転資金 7年以内

▽設備資金 10年以内

【申込受付期間】

平成31年3月29日(金)まで

②大洲市中小事業者災害復旧支援事業補助金

【補助対象者】

大洲市内に被災した事業所を有する中小企業・小規模事業者

【補助対象経費】

被災した施設や設備の修繕費・購入費

【補助率】

補助対象経費の2分の1以内

【補助金額】

1事業者に対し最大100万円以内

【申込受付期間】

▽第1次募集 9月14日(金)まで

▽第2次募集 10月頃(予定)

【注意事項】

申込添付書類として「り災証明書」「被災前後の写真」「設備・機材の買い替えや修繕に要した費用の請求書、領収書」などが必要です。

①②の申し込み方法

申込書を商工産業課にご提出ください。

※申込書の様式は市公式ホームページに掲載しています。

※国県などの有利な支援制度がある場合は、そちらを優先してご紹介します。

③セーフティネット保証4号の適用

この度の災害の影響により売上高などが減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証する制度です。

④小規模企業共済災害

被害を受けた小規模企業共済契

約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸し付けが適用されます。

失業給付関係対策

【失業給付を受給されている人】

【失業の認定日の変更】

災害などの影響により、失業の認定日に、ハローワークへ来所できなかった場合は、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日に来所できなかった人は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

【他のハローワークでの失業認定】

災害による交通の途絶や、遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できない場合は、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

【受付・相談窓口】

ハローワーク大洲 ☎243191

失業給付関係対策

【雇用保険支給の特例措置】

【内容】

事業所が休止・廃止したために、一時的に離職した人については、事業再開後の再雇用が予定されて

いる場合であっても、失業給付を受給できます。

【対象となる人】

雇用保険に6カ月以上加入している人

【必要書類など】

▽雇用保険被保険者離職票

▽身分証明書(運転免許など)

▽本人名義の預金通帳(カード)

▽写真2枚

(縦3センチ×横2・5センチ)

※これらの書類などがない場合でも手続きを行うことができる場合がありますので、ハローワークにご相談ください。

【留意事項】

この特例措置を利用して失業給付を受けた人については、休業が終了し雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前雇用保険の被保険者であった期日は通算されません。

【受付・相談窓口】

ハローワーク大洲 ☎243191

【問い合わせ先】

商工産業課 ☎241722

農林水産業

農林水産施設・機械の復旧・復興支援策および融資制度

①被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金（国）

【事業主体】

復旧後、営農を再開する経営者

【事業内容】

▽生産および加工に必要な施設並びにその付帯施設の修繕・再建（資材購入費を含む）

▽農業用機械および農産物の加工に必要な機械の修繕・取得

▽施設などの撤去

【補助率】 7/10程度

②被災農林漁業者向け経営体育成支援事業費補助金（市）

【事業主体】

復旧後、営農を再開する人

【事業内容】

▽生産および加工に必要な施設並びにその付帯施設の修繕・再建（資材購入費を含む）

▽農林漁業機械および農林水産物の加工に必要な機械の修繕・取得

▽その他、復旧・復興に係る事業

【補助率】 1/3以内

※上限100万円まで

③豪雨被害営農継続緊急支援事業費補助金（県）

【事業主体】

農協、農業法人、営農集団など

【事業内容】

▽農作物の樹勢回復、病害虫などの防除、植え直し

▽応急的な収穫調整作業の委託

▽応急的な防除作業の委託または代替機械の購入

▽被災圃場などの応急的な復旧のための機械などのレンタル

【補助率】 2/3程度

④豪雨被害畜産担い手緊急支援事業費補助金（国・県）

【事業主体】

市町（畜産農家または団体）

【事業内容】

▽畜産関連施設の取得（国）

▽修繕に必要な資材の購入（国）

▽機器類および施設付帯設備の修繕または取得（国）

▽施設内の地盤崩落箇所等の修復に係る作業委託等（県）

▽家きん（ヒナおよび繁殖用成鶏）の導入（県）

【補助率】 1/2～7/10程度

※補助金の上限あり

⑤農林漁業者特別援護資金貸付金

【対象となる人】

農林漁業施設などの緊急な復旧に要する資金の調達が困難な人

【貸付内容】

農林漁業用施設整備、機械器具などの修繕・購入、肥料・種苗・ビニールハウスの支柱など資機材などの購入など

各種融資制度

名 称	金利	償還期間	貸付限度額	資金用途	問い合わせ先
アグリマイティー資金 JAバンクえひめ農業 災害対策資金	0.6%	10年	個人500万円 法人1,000万円	災害緊急資金	愛媛たいき農業協同組合 金融部融資課 ☎24-4181
農業近代化資金	0.2 ～ 0.3%	15年	個人1,800万円 法人2億円	施設の復旧など	
農林漁業セーフティ ネット資金	0.2%	10年	1,200万円 または年間経費 の12/12以内	経営の再建、経 営の維持安定	
農林漁業施設資金	0.2 ～ 0.3%	15年	負担額の100% または一施設あたり 1,200万円の低い額	施設などの復旧	(株)日本政策金融公庫 松山支店（農業・漁業） ☎089（933）3371
農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金）	0.2 ～ 0.3%	25年	個人3億円 法人10億円	農業経営改善計 画の達成に必要 な長期資金	岡山支店（林業） ☎086（232）3612
経営体育成強化資金	0.3%	25年	個人1.5億円 法人5億円	経営改善に係る長 期資金	
漁業近代化資金	0.3%	①15年 ②7年 ③5年	個人9,000万円 法人3億6,000万円	①施設の復旧 ②機具の復旧 ③種苗の購入・育成	大洲市役所産業経済 部農林水産課水産室 ☎0893（24）1727

【貸付利率】 0・6%
（貸付当初5年間、無利子）
【償還期間】 10年
（3年間の据置期間を含む）

【貸付限度額】 100万円
【問い合わせ先】
農林水産課 ☎241727

※貸付当初5年間は無利子になります。